

# 東近江市公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドライン

平成24年7月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百八号。以下「再エネ法」という。）」に対応し、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化防止対策や災害に強い地域づくりを推進するため、再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する地域団体や非営利の法人組織又は特別認可法人を対象に、市有の建物の屋根面等の使用許可等及び土地の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

## （根拠）

1. 東近江市行政財産使用料条例（平成17年2月11日条例70号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、最大出力50kW未満の発電設備を設置する場合、建物の屋根面等の使用を許可する。
2. 東近江市公有財産事務取扱規則（平成17年2月11日規則第58号。以下「規則」という。）第28条第1項及び第2項の規定に基づき、行政財産のうち敷地に余裕がある場合、その余裕部分を貸付けるものとする。
3. 同規則第32条から第40条の規定に基づき、普通財産のうち建物の一部又は土地を貸付けるものとする。ただし、土地形状、地理的条件、その他の事由により売却等が困難と認められる普通財産に限る。

## （対象者）

4. 対象者は、市内に事務所を有する地域団体、非営利の法人組織及び特別認可法人とする。ただし、資金調達において金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）等の関係法令を順守し、かつ、発電して得られる収益の取扱いが次のいずれかに該当する場合に限る。
  - (1) 主たる目的が、市又は発電設備を設置する施設へ寄附する場合
  - (2) 市内での地域活動又は非営利な活動に充てる場合
  - (3) 市内経済団体が発行する地域商品券で還元する場合

## （財産の範囲）

5. 使用許可又は貸付けする財産の範囲は、建物の安全性確保や防災対策等の市の方針に照らして判断する。
6. 「補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）」に基づき、当該補助金を所管する国・県の機関から承認を得られたものに限る。
7. 対象者が地域団体の場合、その地域団体の活動区域や活動内容によって、又は専ら利用している施設等を優先して判断するものとする。

( 貸付料等 )

- 8 . 条例に基づく使用料及び規則に基づく貸付料は、再エネ法に基づく買取価格と実例を参考にして評定した率を用いて、同一の算定方法により決定するものとする。
- 9 . 市は、対象者が発電設備を設置することで市の施策の推進に効果があると認めるときは、東近江市行政手続条例（平成 17 年 2 月 11 日条例 19 号）第 5 条第 1 項に基づく審査基準に照らして、貸付料等の全部又は一部を免除することができる。

( 期間等の取扱い )

- 10 . 貸付け等の期間は、規則第 33 条第 1 項の規定に基づく期間とする。ただし、期間終了 6 か月前までに申出し、必要があると認めるときは、更新することができる。
- 11 . 借受人は、財産を返還するとき、原則として原状回復するものとする。なお、財産の返還時に借受人から申出があり市が必要と認める場合は、発電設備の活用について協議する。

( 承認条件 )

- 12 . 公有財産の本来の目的を妨げないことのほか、利用者の安全確保や景観の保持及び維持管理に支障をきたさないため、承認の条件を次のとおりとする。

共通事項

- (1) 災害等が発生したときは、非常用電源として使用できること。
- (2) 市民の関心を高めるため、機器等を設けて発電量を表示すること。
- (3) 定期的な保守点検と清掃作業が担保されていること。

建物の屋根面等

- (1) 建物上部の勾配屋根と屋上部の活用が見込めない部分であること。
- (2) 発電設備を設置した場合、建物全体の安全が損なわれないこと。
- (3) 第三者が発電設備に容易に近づくことができないこと。
- (4) 建物の日常メンテナンス作業の支障とならないこと。
- (5) 建物の改修工事等により、一時撤去が必要なときは借受人に費用負担を求める場合があること。

土地

- (1) 敷地法面、防火水槽等の地下構造物の上部、廃棄物の埋立地等で、施設用地としての活用が見込めない部分であること。
- (2) 第三者の進入を防止するフェンス等で囲われていること。

附 則

平成 24 年 6 月 25 日 制定

平成 24 年 11 月 30 日 改正

# 東近江市公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドラインの貸付料等に関する基準

東近江市公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第4項及び第8項に規定する貸付料等に関して必要な事項を定めるものとする。

## 1. ガイドラインの第4項に規定のある(3)市内経済団体が発行する地域商品券で還元する場合の貸付料等の算定にかかる内規

### 内 規

対象者が、市内で法人を設立するなどして、市内限定の私募債を発行し、発電設備を設置する場合 100分の1

対象者が、金融商品を取扱う市内の信託会社や金融機関と連携するなどして、発電設備を設置する場合 100分の2

対象者が、金融商品を取扱う市外の信託会社や金融機関と連携するなどして、発電設備を設置する場合 100分の3

### 附 則

この基準は、平成24年11月30日から施行する。

**【関係法令等一覧】**

- ・ 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第238条の4第2項第4号）及び第7項
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百八号）
- ・ 金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）
- ・ 補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）
  
- ・ 東近江市行政財産使用料条例（平成17年2月11日条例70号）
- ・ 東近江市行政手続条例（平成17年2月11日条例19号）
- ・ 東近江市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年2月11日条例73号）
- ・ 東近江市公有財産事務取扱規則（平成17年2月11日規則第58号）